

個人情報取扱事務の諮問事案(類型)書 (第10条第2項)

<p>諮問事項</p>	<p>総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用したオンライン結合による保有個人情報の提供</p>
<p>類型内容</p>	<p>総合行政ネットワークを利用したオンライン結合により、保有個人情報を提供する場合。ただし、次の条件を満たすものとする。</p> <p>① 保有個人情報の提供は、条例第9条又は第9条の3の規定に反しないこと。</p> <p>② オンライン結合による提供を行うべき公益上の必要性があること。</p>
<p>類型事案とする理由</p>	<p>総合行政ネットワークは、地方公共団体が運営する「地方公共団体情報システム機構」により管理されている。同ネットワークは、各地方公共団体の組織ネットワークを相互に接続した行政専用のネットワークである。</p> <p>同ネットワークは、行政事務の効率化等を目的としているが、その性質上、高度なセキュリティが確保されていると認められる。また、インターネットからも切り離された閉域ネットワークである。</p> <p>したがって、行政事務執行のための同ネットワークを利用したオンライン結合は、その安全性の点から、個人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められる。</p>